

## 会員管理規則

(適用)

第1条 一般社団法人日本ジュエリー協会（以下、本会という）の会員に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本会の会員は、正会員と賛助会員の2種類がある。正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員となり、総会における議決権を有する。賛助会員は本会の運営に関与しないため議決権を有しない。

(入会申込み)

第3条 本会の正会員になろうとするものは、理事会が定めた入会申込書、会社概要を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会の賛助会員になろうとするものは、理事会が定めた入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の要件)

第4条 本会の会員になろうとするものは、定款第5条第1項に加え、入会申込書及びガイドライン記載の各事項を遵守することを要する。

2 入会後は入会手続き時提出の誓約書記載の諸事項を遵守することを要する。

(活動実績)

第5条 正会員になろうとする個人・法人は、事業開始または法人設立後1年以上の活動実績を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業承継、分離独立等、特段の理由がある場合は、その期間を短縮することができる。

(不承認)

第6条 次の各号に該当するときは、正会員としての入会是不承認とする。

- (1) 第4条および第5条までの要件を満たしていない場合
- (2) 会社または代表者の経歴を偽り、詐術等をもって申請した場合
- (3) 消費者団体等から悪質商法との指摘があり、その事実が確認できた場合
- (4) 反社会的行為が行われた事実が認められた場合
- (5) 本会の定款、倫理規程その他の規程に反する行為があった場合

2 賛助会員としての入会については、第4条の資格要件を満たしていないとき、または前項の第2号から第5号に該当するときは、不承認とする。

(入会金および会費)

第7条 会員は、社員総会が定めた以下の入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金  
法人及び個人正会員 10,000円

賛助会員	100,000 円	
特別賛助会員	なし	
(2) 会費		
法人及び個人正会員	30,000 円／1 口／年間	1 口以上 10 口まで
賛助会員	120,000 円／1 口／年間	
特別賛助会員	100,000 円／1 口／年間	5 口以上

## (会員資格の取得)

第8条 新規に入会が承認された個人・法人が、前条の入会金および会費を本会に納入した日から会員としての資格を取得したものとする。

## (会員資格の継続)

第9条 年度始め（4月1日）に在籍する会員は、会員資格を継続するため、年会費を年度始めに納入するものとする。なお、年度末までに会費が納入されない場合は会員資格を喪失する。

## (会員資格の喪失)

第10条 定款第8条各号の一つに該当する場合は、会員資格を喪失する。

## (変更)

第11条 入会申込時における会社概要等の記載項目に変更がある場合は、速やかに所定の変更届を提出する。変更の効力は、変更届が提出された日の翌日から発生する。

## (退会)

第12条 会員が、本会を退会しようとする時は、理事会が定めた退会届を会長宛提出し退会の手続きを行う。退会の効力の発生は、退会届が提出された日とする。

## (除名)

第13条 会員を除名する場合は、定款第10条の定めの手続きを要する。

## (会員情報の取扱)

第14条 会員情報は、本会の個人情報保護方針に則り取り扱う。

## (附則)

1. 「会員管理規程」、「入会の申込み及び承認に関する基準」、「入会金及び会費規則」を統合し本規則を新たに制定した。
2. 本規則は、平成23年10月3日から施行する。
3. 本規則は、平成28年1月8日から施行する。
4. 本規則は、平成30年11月13日から施行する。